

2020年3月

お客様各位

株式会社 第三銀行

「民法（債権関係）の改正」に伴う投資信託・公共債取引約款改定のお知らせ

株式会社第三銀行は「民法（債権関係）の改正」を踏まえ、2020年4月1日より下記の取引約款を改定いたします。

なお、改定後の新約款は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

記

1. 対象となる約款

- ・投資信託総合取引約款
- ・投資信託振替決済口座管理約款
- ・投資信託累積投資約款
- ・特定口座約款
- ・非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
- ・未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款
- ・投資信託定時定額購入取引約款
- ・公共債総合取引約款
- ・国債振替決済口座管理約款
- ・一般債振替決済口座管理約款
- ・公共債保護預り口座約款

2. 主な改定内容

(1) 後見人に関する届出義務の新設

「民法（債権関係）の改正」により、制限行為能力者が他の制限行為能力者の代理人としてした行為は取り消しすることができる旨定められたことから、お客様の成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合に、当行にお届けいただく義務に関する規定を新設します。投資信託総合取引約款以外の約款についても同様の改定を行います。

投資信託総合取引約款（抜粋）「成年後見人等の届出」条項の新設

第 16 条（成年後見人等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって弊行に届け出て下さい。また、お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に書面によって弊行に届け出て下さい。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって弊行に届け出て下さい。
- 3 すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に書面によって弊行に届け出て下さい。
- 4 前三項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に書面によって弊行に届け出て下さい。
- 5 前四項の届出の前に、生じた損害については、弊行は故意または過失がある場合を除き賠償責任を負いません。

（2） 変更条項の新設

「民法（債権関係）の改正」により、相当の事由がある場合には、変更日を明記した上で相当の方法により周知することで変更することが可能となったため新設します。投資信託総合取引約款以外の約款についても同様の改定を行います。

投資信託総合取引約款（抜粋）「約款の変更」条項の変更（全文）

第 20 条（約款の変更）

この約款の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または弊行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- 2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

改定後の約款についてはこちらをご覧ください。

投資信託総合取引約款等

PDF

以上